

<広報紙・ケーブルテレビの広告募集>

広報紙「村報とつかわ」、ケーブルテレビ「自治体放送（文字放送）」に広告の掲載を希望する個人や事業者を募集しています。

【広告媒体】

広告を掲載できる媒体は、下記のとおりです。

①村報とつかわ

- ・ 毎月 1,900 部発行し、村内全世帯に配布
- ・ 購読を希望する村外の方や自治体等への配布
- ・ 村のホームページに掲載

②自治体放送（文字放送）

- ・ 文字放送（毎日 7 時間程度）の番組内で広告を繰り返し掲載
- ・ 村内全域で視聴可能

【広告の範囲】

以下に該当しないもの

- ①村の印刷物等の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- ②風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- ③政治活動、宗教活動もしくは個人的宣伝、意見広告その他これらに類するもの
- ④公序良俗に反するおそれのあるもの
- ⑤村民に不利益を与える恐れのあるもの
- ⑥虚偽または誇大な表現、その他表示の方法が不適切なもの
- ⑦その他、掲載する広告として適当でないと村長が認めるもの

【広告掲載者等の資格】

村内に住所若しくは事業所を有する個人または事業者

【広告の作成について】

広告は、広告掲載者で作成してください（広告作成に要する費用は広告掲載者の負担とします）。

【広告の位置、規格、掲載等期間、掲載等料金等】**村報とつかわ**

掲載位置	村が指定するページ
規格	1 枠 縦 60mm 以内 横 90mm 以内
掲載期間	1 号を単位
募集枠	全 8 枠
掲載料金	●内側 1 枠 3,000 円 2 枠 6,000 円 4 枠 (縦 2 枠×横 2 枠) 15,000 円 6 枠 (縦 3 枠×横 2 枠) 30,000 円 8 枠 (縦 4 枠×横 2 枠) 50,000 円
	●裏面 1 枠 5,000 円 2 枠 10,000 円 4 枠 (縦 2 枠×横 2 枠) 25,000 円

自治体放送 (文字放送)

時 間	30 秒以内	
掲載期間	1 週間	1 ヶ月
掲載料金	1,000 円	3,000 円

【申込方法】

下記の期限までに申込書と掲載原稿をご提出ください。

【村報とつかわ】

掲載希望月の 2 か月前の 30 日まで

※ 7 月号 (7 月 10 日発行) 掲載の場合 (5 月 30 日まで)

【自治体放送 (文字放送)】

掲載希望日の 1 か月前まで

【申し込み先】 十津川村役場総務課

TEL 0746-62-0910

E-mail tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

申込書の内容を審査し、掲載または非掲載を決定の上、広告掲載者に通知します。詳しくは、十津川村有料広告掲載の取扱いに関する要綱をご覧ください。